

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年6月23日

【会社名】 株式会社パスコ

【英訳名】 PASCO CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 古川 顕一

【本店の所在の場所】 東京都目黒区東山一丁目1番2号

【電話番号】 03(5722)7600(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 経営管理部長 重盛 政志

【最寄りの連絡場所】 東京都目黒区東山一丁目1番2号

【電話番号】 03(5722)7600(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 経営管理部長 重盛 政志

【縦覧に供する場所】 株式会社パスコ さいたま支店
(さいたま市見沼区東大宮四丁目74番6号(OSセンタービル))
株式会社パスコ 千葉支店
(千葉市美浜区中瀬1丁目7番1
(住友ケミカルエンジニアリングセンタービル))
株式会社パスコ 横浜支店
(横浜市中区山下町223番1号(NU関内ビル))
株式会社パスコ 中部事業部
(名古屋市中区錦二丁目2番13号(名古屋センタービル))
株式会社パスコ 関西事業部
(大阪市浪速区湊町一丁目2番3号(マルイト難波ビル))
株式会社パスコ 神戸支店
(神戸市中央区磯上通四丁目1番6号(シオノギ神戸ビル))
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 印は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供する場所としております。

1 【提出理由】

当社第68回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規程に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2 【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された日 平成28年6月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役12名選任の件

取締役として、佐藤興一、笹川 正、島村秀樹、伊東秀夫、重盛政志、平尾公孝、高山 俊、城戸一彰、古川顕一、川久保雄介、高橋識光、高村 守 を選任する。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役として、加藤幸司、笠松重保、長坂 省 を選任する。

第5号議案 補欠監査役2名選任の件

補欠監査役として、岩松俊男、浦田修志 を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決要件	決議の結果	
					賛成比率(%)	可否
第1号議案	61,100	48	-	(注) 1	96.83	可決
第2号議案	60,918	230	-	(注) 2	96.55	可決
第3号議案				(注) 3		
佐藤興一	59,594	1,554	-		94.45	可決
笹川 正	60,921	227	-		96.55	可決
島村秀樹	60,921	227	-		96.55	可決
伊東秀夫	60,921	227	-		96.55	可決
重盛政志	60,916	232	-		96.54	可決
平尾公孝	60,921	227	-		96.55	可決
高山 俊	60,921	227	-		96.55	可決
城戸一彰	60,521	627	-		95.92	可決
古川顕一	59,597	1,551	-		94.45	可決
川久保雄介	60,920	228	-		96.55	可決
高橋識光	60,921	227	-		96.55	可決
高村 守	59,229	1,919	-		93.87	可決
第4号議案				(注) 3		
加藤幸司	60,573	575	-		96.00	可決
笠松重保	59,192	1,956	-		93.81	可決
長坂 省	60,890	258	-		96.50	可決
第5号議案				(注) 3		
岩松俊男	61,020	128	-		96.71	可決
浦田修志	61,104	44	-		96.84	可決

- (注) 1 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。
2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。
4 当該株主総会において議決権を行使することができる株主の有する議決権の数は、70,949個です。
5 賛成比率は出席した株主の議決権の数(事前行使分および当日出席分)に対する割合です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案賛否に関して確認できたものを集計した結果、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、議決権の数の一部を集計しておりません。